

4 契約上限額

金5,639,000円(消費税含む)

※契約上限額の範囲内で契約するものとする。

※令和7年度の予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。また、令和7年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

5 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ、業務委託仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

支払い方法については、四半期ごとの確定払いとする。

ただし、協議により前金払いを可能とする。

(3) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の経費を負担しない。

(4) 契約条項

別紙2_業務委託契約書(案) 参照

(5) 契約保証金

① 契約保証金 免除

② 保証人 不要

(6) 再委託について

別紙1_業務委託仕様書 参照

(7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 応募資格等

次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置も該当しないこと。
- (5) 宗教活動や政治を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) 直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税について未納がないこと。
- (7) 令和2年度以降において、子どもに関する相談支援事業の実績を有していること。
- (8) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
- ①各事業者は、共同体の代表となる事業者(代表者)を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任をもつこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ②参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めない。
 - ③構成員すべての事業者が、上記(1)～(6)の基準すべてを満たしていること。
 - ④共同体を構成する事業者のうちいずれかが、上記(7)の基準を満たしていること。
 - ⑤代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ⑥参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑦単独で応募した事業者は、共同体の構成事業者となることはできない。
 - ⑧各構成事業者は、複数の異なる共同体の構成事業者となることはできない。

2 スケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年1月7日(火) |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年1月21日(火)午後5時30分まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年1月28日(火) |
| (4) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年1月31日(金)午後5時30分まで |
| (5) 参加資格決定通知 | 令和7年2月6日(木) |
| (6) 企画提案書類提出期限 | 令和7年2月18日(火)午後5時30分まで |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和7年3月7日(金) |
| (8) 選定結果通知 | 令和7年3月14日(金)予定 |
| (9) 契約締結・事業開始 | 令和7年4月1日(火) |
| (10) 事業開始 | 令和7年4月中旬予定(始業式後) |
| (11) 事業完了 | 令和8年3月31日(火) |

3 応募手続き等に関する事項

受付は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行わない。
なお、申請書類等については、西区ホームページからダウンロードすること。

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

① 受付期間

令和7年1月7日(火)～令和7年1月31日(金)

午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分(必着)

② 提出方法

申請書類の提出方法については、持参または送付とする。

送付の場合は必着とし、「第4章 2 提出先・問合せ先」の担当に相違なく送付すること。

【提出書類(提出部数:1部)】

ア 別紙3_公募型プロポーザル参加申請書(様式第1号)

イ 別紙4_誓約書(様式第2号)

ウ 別紙5_法人の概要(様式第3号)

※会社概要が記載されているパンフレットでも可

エ 事業報告書(令和3～5年度)

オ 貸借対照表、損益計算書(事業活動収支計算表)、キャッシュフロー計算書(資金収支計算書)、財産目録。またはこれらと同等の書類で、法人の収支、財産状況が分かるもの。(それぞれ直近3か年)

カ 法人の事業計画書・収支予算書(令和6年度)

キ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(提出日から3か月以内に発行:写し可)

※任意団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出すること。

ク 直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税の未納がないことの証明書(提出日から3か月以内に発行:写し可)

※令和4・5・6年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記キ、クを省略できるものとする。

③ 参加資格決定通知

参加要件の資格審査を行ったうえ、令和7年2月6日(木)頃審査結果を書面により通知する。

(2) 質問の受付・回答

① 受付締切:令和7年1月21日(火) 午後5時30分まで

② 質問方法:別紙6_質問書に記載し、tf0001@city.osaka.lg.jp まで電子メールにて質問すること。「件名」に【質問書】令和7年度 西区「つながる・つなぐ」子ども支援事業業務委託」と明記すること。

③ 回答:令和7年1月28日(火)に西区役所ホームページにて公開する。

(3) 企画提案書の提出

- ①受付期間:参加資格決定通知書受領後から、令和7年2月18日(火)まで
(午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分(必着)まで)
- ②申請方法:次の提出書類を「第4章 2 提出先・問合せ先」の担当まで持参または送付(必着)すること。

【提出書類】

- ・ 企画提案書(様式自由)
 - ※正本1部、副本6部(副は複写可)の計7部提出すること。
 - ※提案事業者名の記載は正1部のみとし、副6部には記載しないととも、他に事業者名表示および事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし提案事業者が推定できる記載は一切行わないこと。
 - ※提出できる案は、1案のみとする。
 - ※企画提案書の体裁は、A4版、ホッチキス止め2箇所(左綴じ)とすること。
カラー/モノクロは問わないが、白黒コピーをしても鮮明に読むことのできる原稿とすること。(下部にページ番号を記載すること)
- ・ 見積書(様式自由)
- ・ 経費内訳書(様式自由)

(4) 企画提案のポイント及び特に提案を求めたい内容

企画提案にあたっては、本業務の趣旨や目的、業務内容を十分理解のうえ、効果的な支援、実効性のある提案を求めることとする。

なお、次の事項については、本業務の中心となる部分であることから、特に提案を求める。

- ①訪問支援については、支援者が家庭に入りながら不登校等児童・生徒及び保護者と信頼関係を築いていく大事な業務であり、その後のアセスメントや、支援の介入に直結するため、適切な支援の手法について、特に企画提案を求める。
- ②校内居場所の運営にあたっては、様々な課題を抱える児童・生徒に寄り添いながら相談に応じ、適切なアセスメントや支援を行う必要がある。また、居場所が学校内にあることから、教職員との連携が欠かせないことも踏まえ、提案事業者のノウハウや幅広い知識、また、これまでの活動・経験等を踏まえた、居場所運営の企画提案を求める。
- ③訪問支援と校内居場所の運営についての連携及び、福祉的な知見に基づくアプローチ並びに支援を行う必要性に留意した企画提案を求める。

(5) 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ①本業務に対する考え方、方針
- ②「不登校」に関する現状認識
- ③提案のセールスポイント
- ④業務委託仕様書に記載された事業目的、業務内容、相談支援の手順を踏まえた具体的な実施方法
- ⑤区役所、学校、関係機関等との連携方法等について

- ⑥本業務実施に際して確立すべき人員配置、業務従事者の能力・実績、管理責任体制、連絡体制
- ⑦業務に係る従事者への研修体制
- ⑧相談支援事業の実績(過去5年以内の実績)
- ⑨個人情報保護の取組と苦情解決体制

第3章 選定について

1 選定基準

(1) 基本的な考え方

選定については、資格要件審査と提案審査を行う。

資格要件審査について、提出された応募書類等により、第2章-1-(1)～(7)に掲げる各要件を満たしているかどうかを審査する。

1項目でも要件を満たさない場合は提案審査の対象としない。

提案審査については、資格要件審査により要件を満たしていると認められた事業者を対象に、(2)提案審査評価項目に掲げる評価項目について、応募書類(プレゼンテーションによる質疑応答内容も含む)を評価材料として総合的に評価する。

(2) 提案審査評価項目

提案審査は、次に示す観点から総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

	評価項目	配点
企画提案に関する事項	実効性のある適切な企画提案の内容となっているか ・不登校等児童・生徒及び保護者の心情を理解し、課題に対するアセスメントや、相談支援が行えるか ・不登校等児童・生徒に寄り添い、ニーズに応じた居場所づくりを行うなど、校内居場所を利用する児童・生徒が利用しやすい工夫を行っているか ・区役所及び学校と、事業を円滑に推進するための連携が考えられているか ・支援対象者の複合的な課題に対応できるよう、多様な関係機関との連携が考えられているか	40
事業者に関する事項	事業者として適切に事業を実施する能力・類似実績があるか ・事業実施にあたっての実施方針 ・「不登校」に関する現状認識と本事業に対する理解 ・子どもに関する相談支援事業の実績 ・経営の健全性・安定性	30

事業運営に関する事項	事業を運営するにあたっての体制は整っているか ・事業従事者の人数、実績、能力、保有資格は十分か ・事業従事者の研修体制 ・個人情報保護の取組と体制 ・苦情解決の取組と体制	20
所要経費に関する事項	提案内容を確実に実行できる所要経費となっているか ・積算根拠は効率的かつ妥当であるか	10

(3) 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査は、学識経験者等で構成する令和7年度西区「つながる・つなぐ」子ども支援事業委託事業者選定会議が上記(2)評価項目に沿って、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を受託候補者として選定する。

ただし、最も優れていると評価された企画提案者の各評価項目において、選定会議メンバー3名の評価点の合計が満点の60%未満であった場合、受託候補者は無しとする。

また、評価点が最も高い提案者が複数の場合は「企画提案に関する事項」の点数が最も高い者を第一順位の受託候補者とし、この評価点も同点の場合は、「事業者に関する事項」の点数が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、この評価点も同点の場合は、くじ引きにより決定する。

(4) プレゼンテーション審査

① 実施日時: 令和7年3月7日(金)

詳細は、企画提案書提出者あて別途電子メールにて通知する。

② 実施場所: 大阪市西区新町4丁目5番 14 号

西区役所 501 会議室

③ 出席人数: 1団体につき、3名までとする。

④ 内容・方法等: 提出された企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。

1団体あたり 30 分程度(うち説明約 20 分以内、質疑応答含む)とする。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員若しくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

- ③ 事業者選定終了までに、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 選定結果の通知及び公表
- 評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知する。
(令和7年3月14日(金)予定)
- また、通知後速やかに西区役所ホームページに掲載する。

第4章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めない。
- (6) 本プロポーザルは事業者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、本市と協議をしながら仕様の策定を行うため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザルの参加は無効となる。
- (8) 本事業は令和7年度大阪市予算原案に基づき、予算成立前に公募を行っている。選定・実施にあたっては、大阪市会での令和7年度予算成立が前提となるため、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性がある。
- (9) 受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、評価点が60点を下回っている者を除く。

2 提出先・問合せ先

〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号

大阪市西区役所総務課(教育)(5階52番)

担当：村上

TEL：06-6532-9743 FAX：06-6538-7316

E-Mail：tf0001@city.osaka.lg.jp